

第3部

基本構想

第1章 錦町の将来像

「人の和を大切にし 老いても安心して暮らせる町 若人に夢と希望が持てる町」

町の将来像は、町民が喜びを持って生き続けていくために、これまで守り育ててきた良質な生活環境や町の基盤を基礎として、心の豊かさ、人の営み、暮らしやすさといった町民の視点での理想の町を築いていく、未来に向けたあるべき姿を示したものである。

町の主役は町民一人ひとりであり、年齢や性別、職業、立場などを越えて、人と人のつながりを大切にしながら、地域や企業、各種団体、行政といった多様な客体が、和を大切に、町の共同経営者として自覚と責任をもって連携しあい支えあうまちづくりを目指す。

少子高齢化が進行し人口減少社会が到来する中、地域の担い手である若者が減少する一方、高齢者のみの世帯も増加し、居住地域によっては買い物や通院が困難であったり、地域コミュニティとの関わりが少なくなったという状況が生まれている。高齢者や障がいを持つ方々、経済的に弱い立場の方々などすべての方々が、老いても安心して暮らせる社会の実現を目指す。

本町においては、若者が希望する職種に合った働く場が少なく、町外に転出する割合が拡大している。若者の流出が進み、農林業や製造業など町の基幹産業を支える人材の不足も懸念されている。製造業などの誘致を進めながら、情報通信技術を扱う都市部のサテライトオフィス等の誘致にも取り組むとともに、町の観光地域づくり等を進め雇用の機会を創出し、若者が自己の能力を十分に発揮し、生きがいを持って、安心して働ける労働環境を整え、すべての住民が夢と希望を持てるまちづくりを目指す。

これらの基本理念を通じ、町民の幸福度の向上を目指すとともに、町外から町に移住・定住を希望する者を増やし、人口の維持やにぎわいの創出を図り、持続可能な町の発展を目指す。

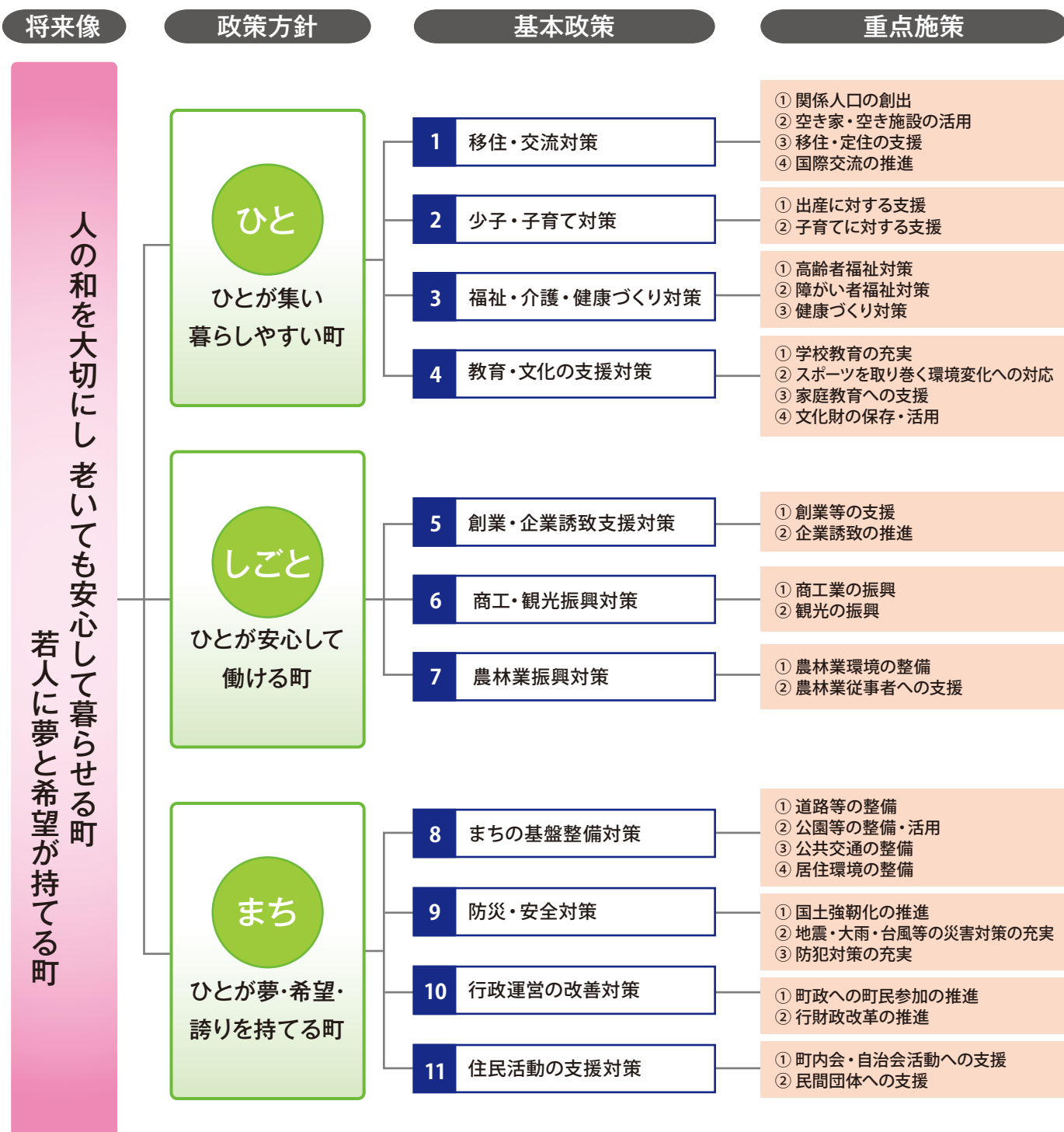


第42回錦町ふるさと祭り

第2章 政策の体系と方針

錦町の将来像を具体的に実現するために、町が取り組む基本的な施策を下記のとおり基本計画として定める。基本計画【前期】の具体的な内容は第4部において示す。

1 基本計画の施策体系



2 基本計画の策定方針

<共通>

- ◇町の将来像「人の和を大切にし 老いても安心して暮らせる町 若人に夢と希望が持てる町」の下に展開する基本計画の施策の体系は、大区分・中区分・小区分として、『政策方針』『基本政策』『重点政策』の三段階に分けた。
- ◇『政策方針』については、総合計画を地方創生総合戦略と一体的に整備することから、地方創生総合戦略の三つの柱である「まち」「ひと」「しごと」に合わせた分類とした。
- ◇過去の総合計画においては、『政策方針』の下に『重点施策』を据えていたが、『重点施策』相互の類似や重複が生じるのを避け、体系的な分類となるよう、『政策方針』と『重点施策』の間に、単純化された分類区分から成る『基本政策』を据えた。
- ◇基本計画に定める施策は計画期間内に重点的に実施するものを示した、**戦略型の計画**とした(自治体として定例的に実施する事業は敢えて組み入れていない)。

<『政策方針』について>

- ◇三つの『政策方針』それぞれには、国の地方創生総合戦略の策定基準に応じ、「現状と課題」「政策の基本的方向」「数値目標」を設定した。

<『重点施策』について>

- ◇体系の形式としては、大項目(①②…)として『重点施策』を設定し、その下にその内訳として小項目((ア)(イ)…)の「具体的な施策」を設定した。
- ◇施策項目は、前述のとおり戦略的に取り組む必要のあるもののみを対象としている。
- ◇施策項目の設定にあたっては、「町長マニフェスト」のほか、「町民アンケート結果」、「錦町まちづくり委員会の提言内容」等の町民の意見も広く反映した。

【町民アンケート】

- ・令和元年6月、無作為に抽出した町民2,000人に実施(769人回答)。

【錦町まちづくり委員会】

- ・町民主体のまちづくりを推進するため、町民自らがまちづくりについて考え、提案できる場としての委員会を設置。公募又は各分館からの推薦により32人に委員の委嘱を行った。
- ・令和元年7～9月に計4回委員会を開き、テーマ毎に分かれた6つの分科会から施策提案がなされた。

- ◇「具体的な施策」の新規/継続の別が分かるように、施策項目の横に、**新たな取り組み**、**継続して実施する取組**みのいずれかを見出しを付けた。
- ◇「具体的な施策」では施策内容の説明を行っているが、実施内容が端的に把握できるよう、可能な限り2~3行程度の簡潔な記述とした。
- ◇「具体的な施策」のうち、**特に重点的に取り組む施策は、「第2期にしき・まち・ひと・しごと創生総合戦略」上の施策として位置付け、施策項目の横に「総合戦略」の見出しを付けるとともに、戦略期間(4年間)での達成状況を図る数値目標としての重要業績指標(KPI)を設定し、説明文の下に記載した。**

※総合戦略の対象としたのは、町長マニフェストに掲載の項目や国が第2期地方創生総合戦略の基本方針(令和元年6月)の中で重点的に推進を図ろうと掲げている項目(「関係人口の創出・拡大」、「個々人の希望をかなえる少子化対策」、「女性・高齢者・障がい者・外国人など誰もが活躍できる地域の実現」、「Society5.0(AIやICT等の未来技術を活用した様々な分野でのイノベーション)の実現」)、第1期にしき・まち・ひと・しごと創生総合戦略からの継続項目等